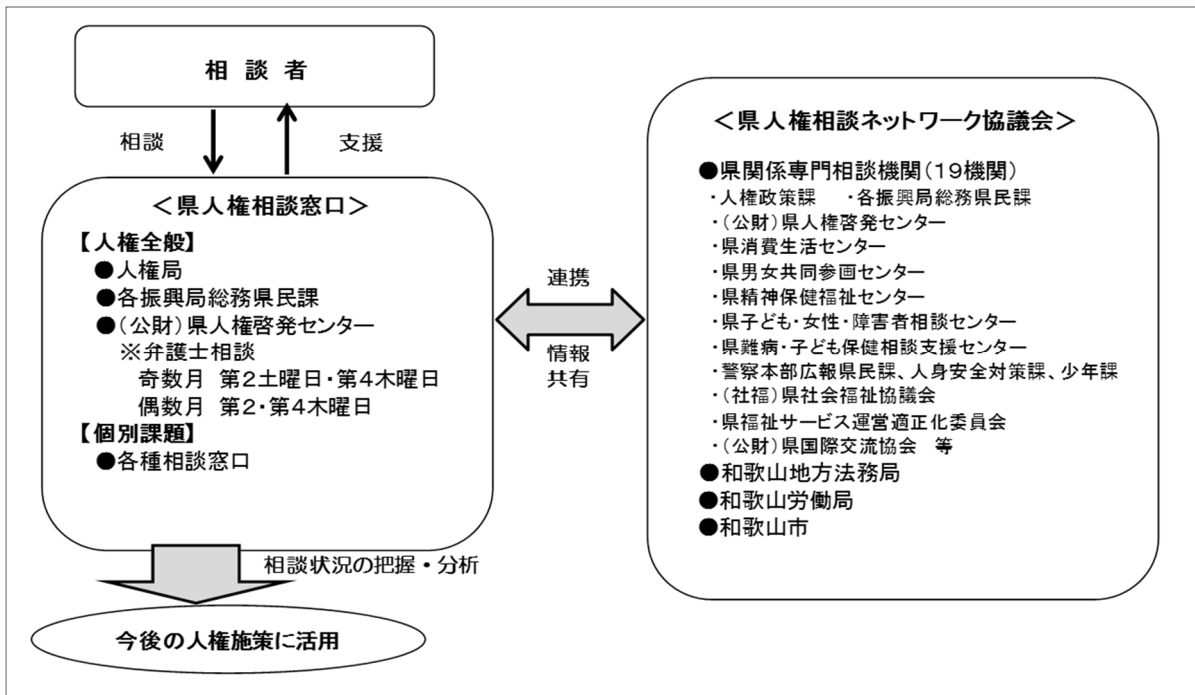


人権施策について

人権局

1 相談・支援体制について



2 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」の取組について

(1) 部落差別・新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者への対応・指導、勧告

部落差別・誹謗中傷等を行った者に対し、必要な説示を行い、部落差別・誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
指導に従わない場合は、勧告

《差別事件の件数》

	R4 (7月末まで)	R3	R2
部落差別	5件	15件	23件
内、条例適用	2件	11件	12件
内、指導 (内、勧告)	0件 (0件)	4件 (0件)	3件 (0件)
新型コロナウイルス感染症誹謗中傷等	0件	2件	0件
内、条例適用	0件	0件	0件
内、指導 (内、勧告)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)

(2) 啓発

- ・ポスター、リーフレット、チラシや啓発グッズの作成・配布
- ・メディア等の利用
テレビ、ラジオ、広報誌、県 HP、SNS (Twitter・LINE・Instagram・Facebook)

(3) 相談体制の充実

- ・相談担当職員の資質向上
県人権相談ネットワーク協議会研修会、県人権局・各振興局等人権担当職員研修
- ・相談対応職員の増員

《相談件数》

	R4 (7月末まで)	R3	R2
部落差別	25件	16件	15件
新型コロナウイルス感染症誹謗中傷等 (内、誹謗中傷等)	28件 (9件)	309件 (73件)	293件 (49件)

(4) 実態把握

- ・モニタリング (インターネット上の書き込み調査)
インターネット上の部落差別、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する書き込みを特定し、プロバイダ等に対し削除要請
- ・同和問題 (部落差別) に関する県民意識調査
これまでの施策の効果検証と今後の施策の方向性を導き出すため、県民3千人に対し意識調査を実施

《モニタリング件数》

	R4 (7月末まで)	R3	R2
部落差別 (内、削除件数)	102件 (72件)	252件 (116件)	339件 (46件)
新型コロナウイルス感染症誹謗中傷等 (内、削除件数)【※】	11件 (6件)	95件 (27件)	21件 (2件)

【※…R2については10月13日～3月末までの件数】

3 人権啓発の推進

- (1) 和歌山県人権尊重の社会づくり協定
 - ・企業、団体等と協定を締結し、協働して人権啓発活動を実施
 - ・協定締結企業団体数... 349団体（令和4年7月末現在）
 - ・県からの支援...研修講師の派遣、人権に関する啓発資料・イベント情報の提供など
- (2) 啓発資料「人権チェックリスト」の発行
 - ・日常生活を人権の視点で見つめ直し、点検と気づきを促すチェックリストを発行
 - ・毎月発行し、時宜にかなった人権課題に対応
- (3) 新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷防止への取組
 - ・講演会の開催
- (4) (公財) 和歌山県人権啓発センターへの委託事業
 - ・ふれあい人権フェスタ
 - ・人権感覚を育てよう
 - ・インターネットと人権
 - ・人権・発見・体験教室
- (5) 市町村が実施する啓発活動事業への支援
 - ・人権啓発市町村助成
市町村が実施する講演会の開催や啓発資材の作成等の人権啓発事業に対し助成（補助率 1/2）
- (6) 和歌山県人権啓発ネットワーク協議会の取組
 - ・和歌山地方法務局、県、市町村、県人権擁護委員連合会、県人権啓発センターで協議会を設置し、協働して啓発活動を実施（人権のつどい、人権の花運動など）



人権相談

一人で悩まず、相談して



(公財)和歌山県人権啓発センターでは、人権相談員が人権に関する様々な相談に対応しています。また、法的な解決が必要な相談に対応するため、弁護士による法律相談も実施しています。和歌山県人権局や各振興局総務県民課でも、人権に関する様々な相談に対応しています。

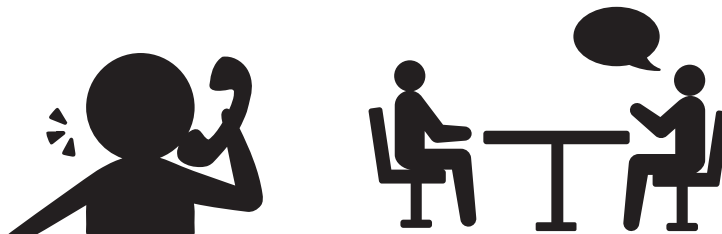
人権ホットライン

【(公財)和歌山県人権啓発センター】和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 2F

● 常設相談 ^{ナヤミゼロ} TEL 073-421-7830 FAX 073-435-5421

相談方法

- ・電話相談
- ・面接相談



開設日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前9時～午後4時

● 弁護士による法律相談 【事前予約制】（お電話・FAX でご予約ください）
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421

相談方法

- ・面接相談
- ・オンライン相談



実施日時

1,3,5,7,9,11月（奇数月）：第2土曜日・第4木曜日 ※ 祝日の場合は原則、その翌日
2,4,6,8,10,12月（偶数月）：第2・第4木曜日
午後1時～午後4時

【令和4年度の実施日】

4月	14日(木)・28日(木)	10月	13日(木)・27日(木)
5月	14日(土)・26日(木)	11月	12日(土)・24日(木)
6月	9日(木)・23日(木)	12月	8日(木)・22日(木)
7月	9日(土)・28日(木)	1月	14日(土)・26日(木)
8月	12日(金)・25日(木)	2月	9日(木)・24日(金)
9月	10日(土)・22日(木)	3月	11日(土)・23日(木)

和歌山県人権局・各振興局

相談
方法

- ・電話相談
- ・面接相談



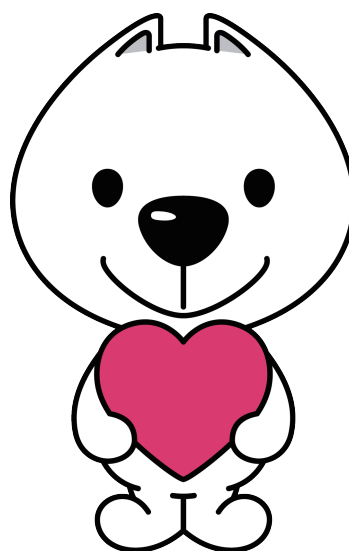
実施
日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前9時～午後5時45分

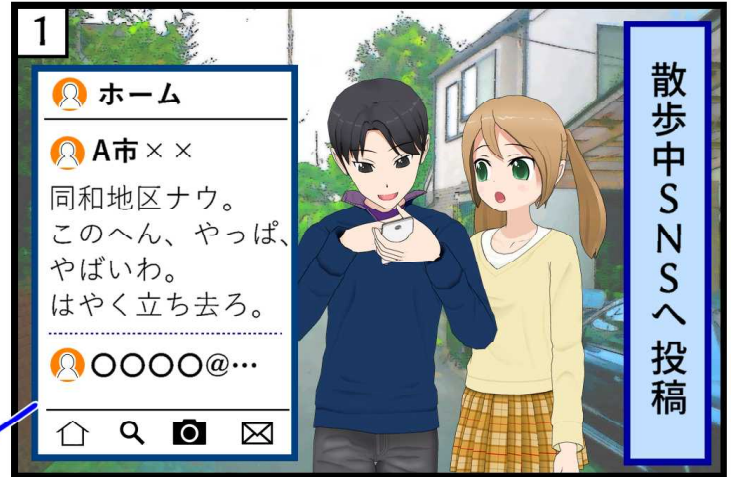
名称	電話番号	FAX 番号
和歌山県人権局	073-441-2563	073-433-4540
海草振興局地域振興部総務県民課	073-441-3344	073-423-9269
那賀振興局地域振興部総務県民課	0736-61-0006	0736-61-0007
伊都振興局地域振興部総務県民課	0736-33-4900	0736-33-4916
有田振興局地域振興部総務県民課	0737-64-1257	0737-64-1256
日高振興局地域振興部総務県民課	0738-24-2936	0738-24-2906
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	0739-26-7909	0739-26-7962
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	0735-21-9650	0735-21-9636

相談いただいた方の
心に寄り添った相談対応を
心がけています。

人権に関することで
困ったことがあった場合には
一人で悩まず、
ご相談ください。



部落差別は県条例で禁止されています！



和歌山県では令和2年3月に部落差別の解消の推進に関する条例を施行しました。

この条例では、インターネットを利用した部落差別を行ってはいけないことや、部落差別を行った人に対し、差別を行わないことやインターネットに投稿した情報を削除するよう県が指導することを定めています。

インターネットを利用した差別投稿は絶対にやめましょう。

和歌山県 部落差別解消条例

検索



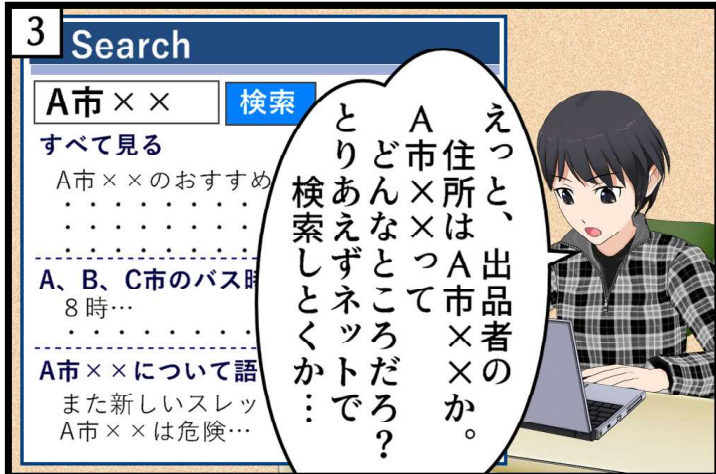
同和問題について正しく理解しましょう

3 Search

A市×× 検索

すべて見る
A市××のおすすめ
A、B、C市のバス
8時…
A市××について語
また新しいスレッ
A市××は危険…

えっと、出品者の住所はA市××か。A市××ってどんなところだろう？ とりあえずネットですぐ検索しとくか！



1

オークション

△△様

落札決定

●●●● ●●●● ●●●●

出品者：○○

よし、オークションで欲しかった腕時計が落札できたぞ。

先輩にお礼の連絡をしておこう！



4 まちかど掲示板

A市××について語ろう

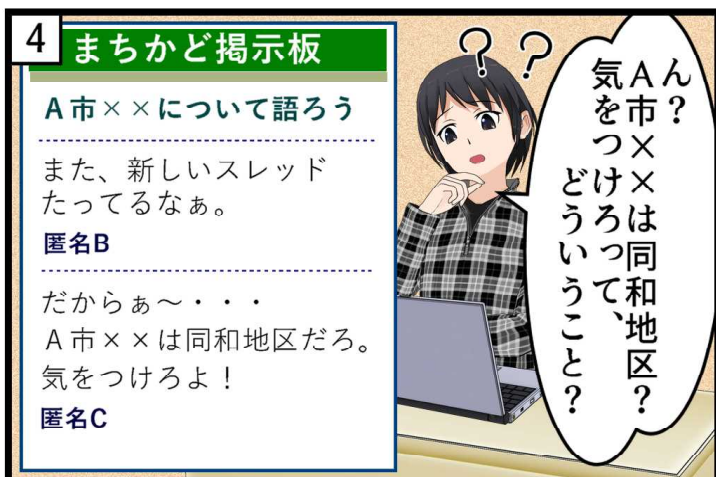
また、新しいスレッドたってるなあ。

匿名B

だからあ～・・・
A市××は同和地区だろ。気をつけろよ！

匿名C

Aん？ A市××ってどんなところ？ 同和地区？

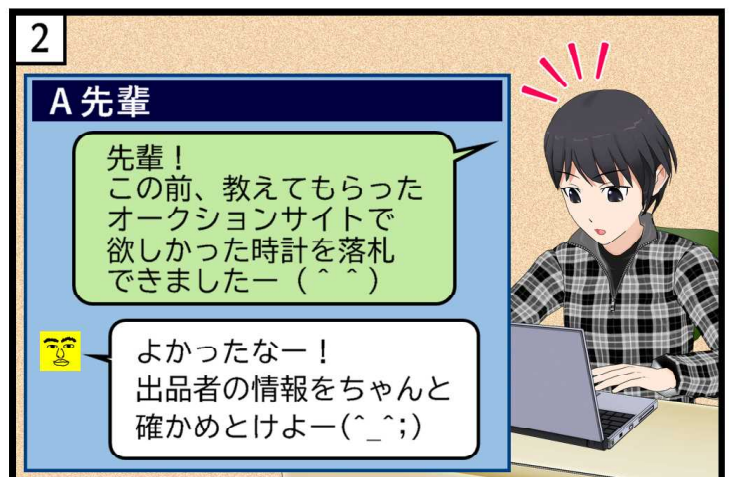


2

A先輩

先輩！この前、教えてもらったオークションサイトで欲しかった時計を落札できましたー(^ ^)

よかったなー！出品者の情報をちゃんと確かめとけよー(^ _ ^;)



インターネット上には様々な情報があり、中には誤った認識や偏見から差別を助長させる情報もあります。しかし、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解することで、どんな場合でも差別することなく適切に対応することができます。

同和問題について正しく理解し、差別のない明るい社会を実現しましょう。

※ 同和問題とは、同和地区などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上で様々な差別を受けるといった重大かつ深刻な人権問題です。

